

1. 保安検査時期変更可能なタンク

容量が1万KL以上の屋外貯蔵タンクのうち、次に掲げる事由（規則第62条の2第1項各号）がある場合に限り、保安検査時期変更をすることができる。

- (1) 災害その他非常事態が生じたこと。
例示：タンク底部からの危険物の漏洩等が発生した場合等の事態
- (2) 保安上の必要が生じたこと。
例示：使用上タンク内部の安全を確認する必要がある場合等
- (3) 危険物の貯蔵及び取扱い（規則第62条の2第2項各号に掲げるものを除く。）が休止されたこと。
- (4) 使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと。
例示：油種変更等の変更が生じた場合
ただし、タンク繰りによる時期変更は認めない。

2. 保安検査時期変更承認申請方法

保安検査時期変更承認申請は、貯蔵タンク1基毎に申請すること。

3. 記載要領

申請書の記載要領については、第2編（P60）を参照すること。なお、検査希望年月日を記載する欄には、当該希望年月日を明確に記載し、変更の事由の欄には、規則第62条の2第1項各号に掲げる事由のうちいずれかを記載すること。

提出部数は、2部提出すること。

4. 添付図書

申請書に添付する図書は、規則第62条の3第2項に定めるもののほか、規則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査時期の変更の申請をしようとする場合は次の書類を追加すること。

- (1) 危険物（規則第62条の2第2項各号に掲げる危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。）を除去する措置を確認することができる書類
例：○危険物を除去する作業の手順書及び当該作業の実施状況を写した写真
○屋外貯蔵タンク等のマンホールを開放している状況を写した写真
- (2) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を確認することができる書類
例：○閉止フランジを設置する場合は、その位置を示したフロー図及び閉止フランジの設置状況を写した写真
○配管を切り離す場合は、その位置を示したフロー図及び配管を切り離した状況を写した写真
- (3) 政令第26条第1項第1号ただし書の規定により、危険物以外の物品を貯蔵する場合は、当該物品の名称及び主成分その他の性状が記載された書類

5. 留意事項

申請書の「検査希望年月日」の欄に記載された期日を超えて、引き続き危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、保安検査の時期の変更の承認を受けようとする場合は、再度申請する必要があること。なお、休止とは一時的な使用の休止をいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第12条の6の規定による廃止の届出を行わなければならない。